農業経営基盤の強化の促進に関する

　　基本的な構想

令和４年１月１７日

多　治　見　市

　　　　　　　　　　　　目　　　　　　　　　　　　　　次

第１　農業経営基盤の強化の促進に関する目標――――――――――――――――　１

第２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法及び農業――――――――――　３

従事者の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ

安定的な農業経営の目標

第３　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従――――――――――　４

事者の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経

営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指

針

第４　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地――――――――――　４

の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の

改善に関する目標

第５　農業経営基盤強化促進事業に関する事項――――――――――――――――　５

第６　その他―――――――――――――――――――――――――――――――１５

別紙１（第５の１（１）⑥関係）――――――――――――――――――――――１６

別紙２（第５の１（２）関係）―――――――――――――――――――――――１７

第１　農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 多治見市農業の現状と課題

本市は、岐阜県南東部に位置し、面積は91.25ｋ㎡で地形は標高100ｍほどの平地の周囲に標高200ｍを超す丘陵地帯が囲む盆地を形成している。

中央部を土岐川が貫流し、その周辺市街地を形成している。また農地を有する区域は、市の北西部にその大部分を占めている。

　本市は、名古屋市を中心とした中部経済圏に含まれ、交通が至便であるところから開発が進み、名古屋市の衛星都市としてベッドタウン化しているが、一方で東濃地域の拠点都市として位置づけされている。

　農業については農用地の減少に加え、市内他産業や名古屋市等への通勤による第２次・第３次産業の雇用機会が多く、青色申告を行っている農家（13戸）は、全販売農家（50戸）の３割未満である。特に、全農家（300戸）のうち83％を自給的農家（250戸）が占めている。（2020年農業センサス）。なお、市内の農地は、田151ha、畑129ha合計280ha（農地台帳）で、農地を資産として保有する傾向が強く、生産性の高い農業の実現への阻害要因となっている。また、農業者の高齢化が顕著となっており後継者不足も深刻であることから遊休農地が増加することにより周辺農地の耕作にも支障を及ぼすおそれがある。このため、認定農業者、新規就農者の育成・確保並びに自然災害の頻発、農産物価格の低迷など厳しさを増す中、経営環境の変化にも対応できる経営体育成が必要である。

（２）農業経営基盤強化のための基本方針

本市の農業振興の基本方針は、これまでも地場産業の振興と相まって都市近郊農業としての発展を目指してきたところであるが、現状の本市における農業経営基盤強化に関する基本方針は、農地の持つ環境・防災等多面的機能の保全及び堆肥の活用や減農薬・減化学肥料による環境保全型農業の推進を基本として進めることである。

　　この中で、認定農業者や農業法人の育成を図り、観光農園や農産物直売所等の都市住民との交流機能を持った経営を行うなど、都市近郊農業としての特色を持った経営構造を確立することを目指すとともに、安心・安全・健康といった消費者ニーズに対応した農産物の生産・販売を図り、地産地消の拡大を目指していく。

　こうした都市近郊農業としての特色を持った経営が本市の農業生産の原動力を担う農業構造を確立していくことを目指し、認定農業者や農業法人の農業従事者の年間所得は、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者１人当たり400～500万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者１人当たり1,600～2,000時間程度）の水準を実現する農業経営を目指す。

（３）農業経営基盤強化のための具体的な方策

本市では、農業協同組合、農業委員会、県農林事務所等と連携の下で指導を行い、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話合いを推進する。更に、望ましい経営を目指す農業者等に対して営農診断、営農改善方策の提示を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の将来の方向についての選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

今後の本市の農業振興の基本方針として、立地を活かした「都市近郊農業」としての特色ある農業を進めるために、消費人口11万人をターゲットとした園芸・果樹作目、施設園芸等による観光農園や農産物直売所等を拡充し、新規品目の導入や６次産業化、スマート農業の導入も視野に入れた農地の有効活用と地産地消の拡大・定着に取り組む。

また、遊休農地のうち農業上利用の増進を図る農地については、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第１項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）等への利用集積を図るなど遊休農地の発生防止及び解消に努めるとともに、農用地の利用集積や農業の受委託等の推進等を行うことにより、認定農業者及び農業法人等への組織の育成を図る。

一方、特定農地貸付法による農業協同組合のレジャー農園や市民農園の開設による利用の拡大の取り組み等を行い、遊休農地の解消の一助とする。

なお、第５以下に示す農業経営基盤強化促進事業を、農業委員会、県農林事務所、農業協同組合等と協力して行う。

（４）新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

①　新規就農の現状

　　多治見市の令和２年の新規就農者は０人である。農家の高齢化に伴う離農が進んでおり、将来に向けて、多治見市の農業を維持、発展させていくためには、経営継承を推進するとともに、新規就農者育成プラン等に基づき、青年等の新規就農者の確保を図っていく必要がある。

1. 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

①に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来

（農業経営開始から５年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年層の育成・確保を図っていくものとする。

　ア　確保・育成すべき人数の目標

　本市においては年間１人以上（経営耕地面積　本市79ha／岐阜県35,724ha）の青年等の就農者の確保を目標とし、新規就農者への技術・経営面でのフォローアップを強化し、認定農業者への移行を推進する。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を10年間で１以上増加させる。

　イ　新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

　　　岐阜県の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者１人当り1,600～2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から５年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（（２）に示す所得の目標の４割程度の農業所得、すなわち主たる従事者１人当たりの年間農業所得160万円～200万円程度）を目標とする。

1. 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構（一般社団法人岐阜県農畜産公社）（以下「農地中間管理機構」という。）による紹介、技術・経営面については、県農林事務所、農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

1. 地域ごとに推進する取組

　ア　北小木地区（南姫地区）

　　　農地を守りつつ水田農業を将来にわたり維持するため、令和２年10月に農事組合法人北小木営農が設立され、青年等就農者を受け入れるための体制を築いた。新たに農業機械を導入し、農作業の効率化を図るとともに農地集積を進め、経営安定を目指す。

　イ　廿原地区（池田南地区）

　　　この地区は、法人主導で地域をまとめているが、法人内の世代交代が課題となっている。法人経営の安定的な継続を図るため、後継者を育成する。

他の地域においても、できるだけ新規就農者への農地の提供など支援を行い、関係団体が連携して就農定着に向けた働きかけをしていく。

第２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法及び農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の目標

（１）耕種部門の標準的モデル営農類型

　[個別経営体]

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営農類型 | 経営規模 | 主な資本装備等 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
| 冬春トマト（養液栽培） | ０．３ｈａ | パイプハウス  トラクター  管理機  動力噴霧器  暖房機  運搬車 | ・複式簿記による経営管理  ・青色申告の実施 | ・主たる従事者１人  ・補助従事者　４人 |
| いちご | ０．１６ｈａ | パイプハウス  育苗ハウス  高設ベンチ  予冷庫  環境制御機器 | ・複式簿記による経営管理  ・青色申告の実施 | ・主たる従事者１人  ・補助従事者　１人 |
| 水田農業 | 田　５．３ｈａ  他に水稲作業受託１３ｈａ | トラクター  田植機  コンバイン | ・複式簿記による経営管理  ・青色申告の実施 | ・主たる従事者１人  ・補助従事者　１人 |

[組織経営体]

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営農類型 | 経営規模 | 主な資本装備等 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
| 水稲＋いちご＋露地野菜 | 経営面積　田　７．８ha  畑　６．２ha  利用権  　１４ha | パイプハウス  育苗ハウス  高設イチゴ栽培システム  暖房機  トラクター  マニュアスプレッター  ブロードキャスター  V溝直播機  ブームスプレーヤ―  畝成形機  ロータリー  コンバイン  水田溝切り機  軽トラック | ・複式簿記による経営管理  ・青色申告の実施 | ・主たる従事者７人  ・補助従事者１５人 |

1. 畜産部門の標準的モデル営農類型

［組織経営体］

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営農類型 | 経営規模 | 主な資本装備等 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
| 肉用鶏 | 常時飼養羽数34,000羽  年間出荷羽数150,000羽 | 鶏舎  飼料タンク  堆肥舎  スチームクリーナー  ショベルローダー | ・複式簿記による経営管理  ・青色申告の実施 | ・主たる従事者１人  ・補助従事者　１人 |

第３　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

１　標準的青年モデル営農類型

　【個別経営体】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営農類型 | 経営規模 | 主な資本装備等 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
| 冬春トマト（養液栽培） | 施設面積  ２４ａ | ビニールハウス  養液栽培システム　　一式  暖房機 | ・複式簿記による経営管理  ・青色申告の実施 | ・主たる従事者２人  ・補助従事者　７人 |

第４　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する目標

１　第２及び第３に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積率の目標を示すと、おおむね次に掲げる程度である。

　○　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積率目標

|  |  |
| --- | --- |
| 効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積割合 | |
| 令和２年現在 | 令和１２年 |
| １５　％ | ７８　％ |

※効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積率は、市内水田及び畑面積に対して、大豆、水稲作等における個人及び法人の認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農組織の経営面積及び農作業受託面積の合計面積が占める割合とする。

２　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の面的集積に関する目標

農地中間管理事業等の活用を図り、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

３　農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者の状況等に応じ、地域の地理的・自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。

その際、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

地域ごとの農用地の利用の改善については、次により進めることとする。

(1) 南姫地区は、木曽川へ流れる姫川流域に属し、低地部に広がる約58ｈａの農用地は、そのおおむねが田として利用されており、水稲栽培を中心に農地として利用する。

　　犬山市境付近で五条川に合流する北小木川流域では、谷底平野に展開される約８ｈａの農用地は、その９割が田として利用されており、水稲栽培を中心に農地として利用する。

(2) 小泉地区は、土岐川に合流する大原川流域に属し、市街地（市街化区域）に隣接する約33

ｈａの農用地は、その約８割が田として利用されており、水稲栽培を中心に農地として利用する。

　　なお、これら農地のうち、ＪＲ太多線と旧国道248号に挟まれ、市街地に入り組む形で形成される農用地区域内において、約１．４ｈａが市民農園として利用されており、農地の荒廃化抑制策の一環としてその利用促進を図る。

(3) 池田南地区は、土岐川に合流する三の倉川流域に属し、山あいの３集落地で展開される約23ｈａの農用地は、田と畑に利用されており、水稲及び野菜栽培の農地として利用する。

　　なお、これら農地のうち、農村活性化住環境整備事業により農業環境が改善された廿原町地内においては、農用地（約19ｈａ）のおおむね全域を集落営農形態で行われており、農地としての効率的な利用を推進する。

第５　農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、岐阜県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第５「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に沿って、本市の地域特性である都市近郊農業を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行の特徴を踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組むものとする。

　本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

１　利用権設定等促進事業

２　農用地利用改善事業の実施を促進する事業

３　委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

４　農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事業

５　その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

　これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

　効率的な機械活用ができる場所においては水稲を主体に、山間部を中心に水稲＋野菜耕作の構成を経営の主流とし、農作業受委託の促進、認定農業者への農用地の利用集積を支援し、農家の経営基盤の強化に努める。

また、廿原町地内（池田南地区）のように、ほ場整備の完了後（平成12年度）に地権者により集団営農組織を設立し、認定農業者として大型機械による集約的農業経営や観光農園を展開する等、これらをモデルとして、土地利用調整活動を通じた農用地の利用促進の取り組みを推進する。

以下、各個別事業ごとに述べる。

１　利用権設定等促進事業

（１）利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

　①　耕作又は養畜の事業を行う個人（法第18条第２項第６号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者を除く）又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第２条第３項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次の場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

　　ア　農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

　　　（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

　　　（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

（オ）所有権の移転を受ける場合は上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情があると認められる場合を除き、農地適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

　　イ　混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

　　ウ　農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができると認められること。

②　農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③　農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第２項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会、同法第11条の50第１項第１号に規定する事業を行う農業協同組合連合会、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第２条第３項に規定する事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成１４年法律第１２７号）附則第６条第１項第２号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権設定等を受ける場合若しくは、農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④　法第18条第２項第６号に規定する利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下、「政令」という。）第６条で定める者を除く。）は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア　その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ　その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ　その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち１人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤　農地所有適格法人の組合員又は社員（農地法第２条第３項第２号チに掲げる者を除く）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定を受けることができるものとする。

　　 ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥　①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙１のとおりとする。

⑦　農業経営の受委託に係る利用権の設定については、農業協同組合法第10条第２項に規定する事業を行う農業協同組合連合会、農業協同組合及び同法第72条の10第１項第２号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

（２）利用権の設定等の内容

　　利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、賃借の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙２のとおりとする。

（３）開発を伴う場合の措置

　　①　本市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理事業を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年５月31日付け２４経営第564号農林水産省構造改善局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第７号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

　　②　本市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

　　　ア　当該開発事業の実施が確実であること。

　　　イ　当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可基準に従って許可し得るものであること。

　　　ウ　当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

（４）農用地利用集積計画の策定時期

　　①　本市は、法第６条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地集積計画を定める（附則第２条によりみなされる場合は不要）。

②　本市は（５）の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

③　本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

（５）要請及び申出

　　①　本市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する権利設定等の調整が調ったときは、本市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

②　本市の全部または一部をその地区の全部または一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第５２条第１項または第８９条の２台１項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、要綱様式第８号に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

　　③　農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、基本要綱様式第８号により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④　本市の全部又は一部をその事業の実施地域とする農地中間管理機構は、その事業の実施地域内の農用地の利用の集積を図る目的のため、基本要綱様式第８号に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

⑤　②、③及び④に定める申し出を行う場合において、（４）の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日までに申し出るものとする。

（６）農用地利用集積計画の作成

　　①　本市は、（５）の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

　　②　本市は、（５）の②、③及び④の規定による土地改良区、農用地利用改善団体、農業協同組合又は農地中間管理機構からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

　　③　①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、本市は、農用地利用集積計画を定めることができる。

　　④　本市は、農用地利用集積計画において利用権の集積等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（１）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

（７）農用地利用集積計画の内容

　　農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

　　①　利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

　　②　①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

　　③　①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

　　④　①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの相手方及び方法（当該利用権が農業経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の相手方及び方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

　　⑤　①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価並びに（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の相手方及び方法その他所有権の移転に係る法律関係

　　⑥　①に規定する者が（１）の④に規定するものである場合には、次に掲げる事項

ア　その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃賃借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ　その者が毎事業年度の終了後３月以内に、農地法（昭和２７年法律第２２９号）第６条の２で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨

ウ　その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

（ア）農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

（イ）原状回復の費用の負担者

（ウ）原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

（エ）貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

（８）同意

　　本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、（７）の②に規定する土地ごとに（７）の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

　　ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が２０年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について２分の１を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

（９）公告

　　本市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は（５）の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（７）の①から⑥までに掲げる事項を市の掲示板への掲示により公告する。

（10）公告の効果

　　本市が（９）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

（11）利用権の設定等を受けた者の責務

　　利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効果的に利用するように努めなければならない。

（12）紛争の処理

　　本市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後、借賃又は対価の支払い等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

①　市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、（９）の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた（１）の④に規定する者（法第18条第２項第６号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア　その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域のおける農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ　その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ　その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

②　本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア　（９）の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた（１）の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ　①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③　本市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を本市の掲示板に掲載することその他所定の手段により公告する。

④　本市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤　本市農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。本市農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

２ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業

（１）農用地利用改善事業の実施の促進

　　　本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

（２）区域の基準

　　　農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地の利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（１～数集落）とするものとする。

（３）農用地利用改善事業の内容

　　　農用地利用改善事業の主要な内容は、（２）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に措置を推進するものとする。

（４）農用地利用規程の内容

　　　①　農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

　　　　ア　農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

　　　　イ　農用地利用改善事業の実施区域

　　　　ウ　作付け地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

　　　　エ　認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

　　　　オ　認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関

する事項

カ　その他必要な事項

　　　②　農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項について実行方策を明らかにするものとする。

（５）農用地利用規程の認定

　　　①（２）に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する用件を備えるものは、基本要綱様式第４号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。

②　本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第１項の認定をする。

ア　農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ　農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

　　　 ウ　（４）の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ　農用地利用規程が適切に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で　　　　定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

　　 ③　本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への掲示により公告する。

　　 ④　①から③の規程は、農用地利用規程の変更についても準用する。

（６）特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

①（５）の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第９条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

②　①の規定により定める農用地利用規程においては、（４）の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア　特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ　特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ　特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③　本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア　②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ　申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること又は特定農業団体が当該申出に係る農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④　②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勧奨等

　 ①（５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該地域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対して、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は作業の委託を行うよう勧奨することができる。

　　②　①の勧奨は、農用地規程に基づき実施するものとする。

　　③　特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該地域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

　　　　　①　本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

②　本市は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県農林事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関、団体の協力が一体となって総合的重点的な支援・協力が行われるように努める。

３　委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

（１）農作業の受委託の促進

　　　本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な　　次の条件の整備を図る。

　　ア　農業協同組合その他の農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ　効率的な農作業の受託を行う生産組織又は農家群の育成

　　ウ　農作業、農業機械利用の効率化を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓蒙

　　エ　農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

　　オ　地域及び作業ごとの事業に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の推進

　　カ　農作業の受委託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受委託、料金の基準の設定

（２）農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

　　 農業協同組合は、農作業の受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の委託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の設備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

４　農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事業

　本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地中間管理機構の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

　また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

５　新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

　新たに農業経営を営もうとする青年等の確保を図るため、本市は、農業委員会、県農林事務所、農業協同組合等の関係団体と連携し、役割を分担して次に示すような各種取組を行う。

　ア　新たに農業経営を営もうとする青年等の増加に向けた取組

　　　就農希望者に対し、就農相談等のイベント情報、農業次世代人材投資資金、農作物の栽培管理指導、農地情報及び受入農家情報等の提供を行う。

６　その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事業

（１）関連施策の推進

　　　①　多面的機能支払交付金事業及び中山間地域等直接支払制度事業に取り組み、地域での農地・農業用水等の保全管理を促進する。

1. 本市は、農業生産基盤整備、生活環境整備その他関連事業の積極的な推進に努める　　　 ものとする。
2. 本市は、多治見市農業再生協議会水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。

④　①、②に定めるほか、本市は、地域の農業の振興に関する施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化促進事業の円滑な推進に資することとなるように配慮するものとする。

（２）推進体制等

　　①　事業推進体制等

本市は、農業委員会、県農林事務所等と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年間にわたり、第１、第３で掲げた目標や第２の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

②　農業委員会等の協力

　　　　農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮するものとする。

第６　その他

　　この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

　　　附　則

１．この基本構想は、平成６年12月28日から施行する。

　　　附　則

１．この基本構想は、平成22年6月11日から施行する。

附　則

１．この基本構想は、平成23年12月13日から施行する。

附　則

１．この基本構想は、平成26年９月30日から施行する。

附　則

１．この基本構想は、平成28年９月２日から施行する。

　　　附　則

１．この基本構想は、令和３年〇月〇日から施行する。

別紙１（第５の１（１）⑥関係）

　次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第２項第２号に規定する土地（以下「対象農地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（１）地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第１項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第２条第２項第１号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は一般社団法人岐阜県農畜産公社（農地法施行令第２条第２項第３号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第３項第２号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

（２）農業協同組合法第72条の10第１項第２号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第２項第２号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行なう事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

（３）土地改良法（昭和24年法律第195号）第２条第２項各号に掲げる事業（同項第６号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第１条第７号若しくは第８号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙２（第５の１（２）関係）

Ⅰ　農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ①存続期間（又は残存期間） | ②借賃の算定基準 | ③借賃の支払方法 | ④有益費の償還 |
| １　存続期間は３年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて３年とすることが相当でないと認められる場合には、３年と異なる存続期間とすることができる。  ２　残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。  ３　農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。 | １　農地については、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。  ２　採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。  ３　開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。  ４　借賃を金額以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記１から３までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。 | １　借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。  ２　１の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。  ３　借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払い等を履行するものとする。 | １　農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。  ２　農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わない時は、当事者の双方の申し出に基づき本市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。 |

Ⅱ　混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ①存続期間（又は残存期間） | ②借賃の算定基準 | ③借賃の支払い方法 | ④有益費の償還 |
| Ⅰの①に同じ。 | １　混牧林地については、その混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。  ２　農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。  ３　開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Ⅰの②の３と同じ。 | Ⅰの③に同じ。 | Ⅰの④に同じ。 |

Ⅲ　農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ①存続期間 | ②借賃の算定基準 | ③損益の決済方法 | ④有益費の償還 |
| Ⅰの①に同じ。 | １　作物毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。  ２　１の場合においては、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。 | Ⅰの③に同じ。この場合においてⅠの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは、「委託者（損失がある場合には、受託者とする。）」と読み替えるものとする。 | Ⅰの④に同じ。 |

Ⅳ　所有者の移転を受ける場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ①対価の算定基準 | ②対価の支払方法 | ③所有権の移転の時期 |
| 土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者がその農地に代えるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。 | 農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の口座に振り込むことにより、又は、所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。  　出資を目的とする所有権移転の場合は、所有権の移転を受けた農地所有適格法人の取締役又は理事は所要の手続きを経て設立又は変更の登記を行うものとする。 | 農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。 |